

市立旭川病院経営委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立旭川病院の経営全般に関して調査と審議を行い、病院経営の改善を図るため、市立旭川病院経営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査、審議等を行う。

- (1) 経営の基本方針の策定に関する事項
- (2) 経営の中期計画の策定に関する事項
- (3) その他経営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、院長をもって充てる。
- 3 委員は、管理者、副院長、事務局長、看護部長及び委員長が指名する職員をもって充てる。
- 4 委員の定数は12人以内とし、任期は2年間とする。任期の途中で欠員となった場合において、新たに委員となった者は前委員の任期を引き継ぐものとする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

- 2 委員長は、前条第4項に定める定数以内において、病院職員以外の学識経験を有する者を委員（以下「外部委員」という。）として委嘱することができる。
- 3 会議内容は旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条の規定に基づき非公開とする部分を除き、公開する。
- 4 委員会は、委員（外部委員を含む。）の過半数の出席で成立する。
- 5 外部委員には、日額7,700円を支払う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局経営管理課財務係において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- この要綱は平成18年9月1日から施行する。
この要綱は平成20年5月1日から施行する。
この要綱は平成28年2月1日から施行する。
この要綱は平成29年11月1日から施行する。

「市立旭川病院経営委員会」外部委員名簿

五十音順, 敬称略

氏名	フリガナ	任期	備考
神林 周二	カンバヤシ シュウジ	H29.11.30 ～H31.11.29	(株)北海道銀行 旭川支店 次長
中島 幹雄	ナカジマ ミキオ	H29.11.21 ～H31.11.20	公認会計士
古川 博之	フルカワ ヒロユキ	H30.11. ～H31.11.23	旭川医科大学 副学長・病院長
山下 裕久	ヤマシタ ヒロヒサ	H29.11.24 ～H31.11.23	旭川市医師会 会長
渡邊 眞知子	ワタナベ マチコ	H29.11.21 ～H31.11.20	旭川消費者協会 会長